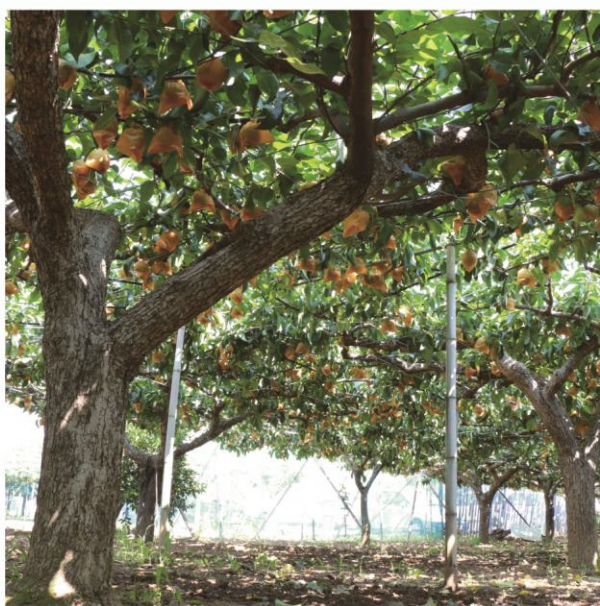
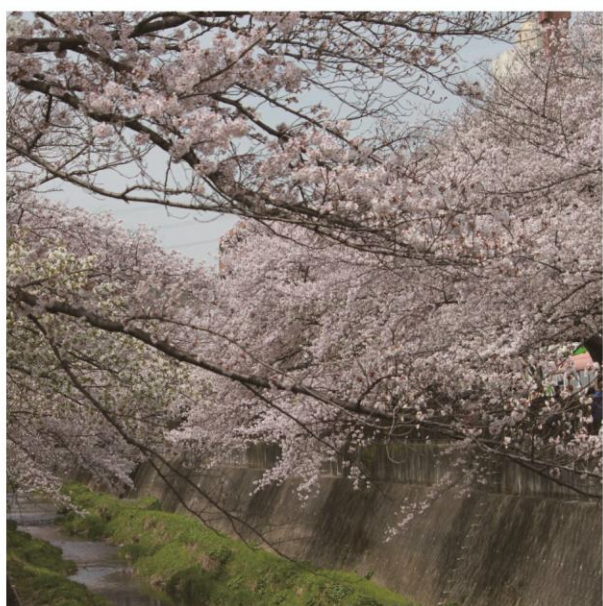
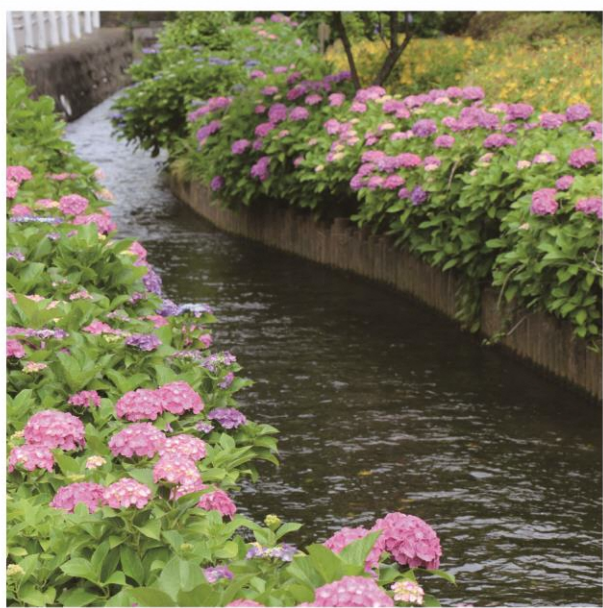


# 第三次稲城市環境基本計画

令和5年度～令和14年度

## 概要版

水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城  
～カーボンニュートラルな未来のために～



稲城市



# 「第三次稲城市環境基本計画」とは

## ■計画策定の背景と目的

本市では、平成15（2003）年3月に「稲城市環境基本条例」に基づき「稲城市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・学校・市が、それぞれの立場から様々な環境保全の取り組みを推進してきました。

近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。令和2（2020）年に政府による「2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。

本市においても、令和5（2023）年に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。

こうした背景のもと、第二次計画の計画期間の終了に伴い、「稲城市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱や施策を改めて定めるために、「第三次稲城市環境基本計画」の策定を行うものです。



## ■計画の位置付け

本計画は、「稲城市環境基本条例」の第8条の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されるものであり、「第五次稲城市長期総合計画」に掲げる本市の目指すべき将来都市像『緑に生まれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城 ～みんなでつくる笑顔と未来～』の実現を環境面から目指すものです。

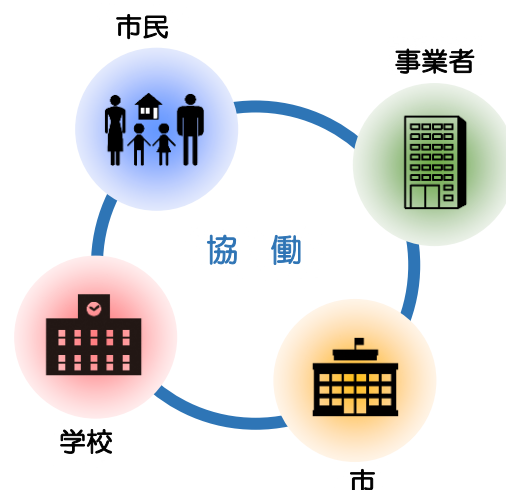
## ■計画の期間

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032

社会・経済状況や国・都の動向を踏まえ必要に応じて見直し

## ■計画の推進主体

本計画では、「市民」、「事業者」、「学校」、「市」が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働してより良い環境の創造を目指します。



# 稲城市カーボンニュートラル宣言

令和5（2023）年2月の市議会において、「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。



東京都稲城市長 高橋 勝浩 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で863地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 西村 州夫



## ■宣言の概要

近年、気候変動が要因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つと考えられていることから、温室効果ガスの排出量を抑える行動が世界的に広がっています。我が国におきましても、令和32（2050）年カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、令和12（2030）年度に温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。

これらの目標を達成するためには、地方自治体の積極的な取り組みが期待されており、稲城市といたしましても、今後、公共部門、民生部門で一体となって積極的に脱炭素施策を推し進めることで、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指すことをここに宣言します。

## 稲城市が目指す環境像

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、稲城市が目指す環境像を定めました。市民・事業者・学校・市のパートナーシップにより、目指す環境像の実現に向けた取り組みを実施していくものとします。



**水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城**  
**～カーボンニュートラルな未来のために～**

## 本計画に内包する計画

### ■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市においては、国の方針を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」の実現に対して積極的に取り組む決意を込め、市域の温室効果ガス排出量削減の目標を「2013年度比で46%削減」と設定します。

項目	内容
目標年度	令和12（2030）年度（国の目標年度と整合を図り設定）
目標	市域の温室効果ガス排出量（推計）を平成25（2013）年度比で46%削減（177千t-CO <sub>2</sub> ）を目指します。

### ■地域気候変動適応計画

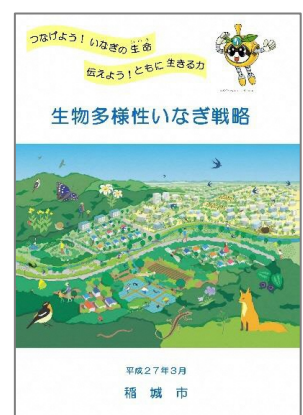
国や東京都気候変動適応センター等による気候変動影響に関する情報の収集に努め、市民の健康被害対策や自然災害対策を推進していきます。

項目	内容
指標	①熱中症で搬送された患者数を最小限に抑えます。 ②最新の「いなぎ防災マップ」を市民に配付します。

### ■生物多様性地域戦略（一部内包）

本市の「生物多様性地域戦略」については、平成27（2015）年3月に策定した「生物多様性いなぎ戦略」を基本としており、基本的な考え方（基本理念）や戦略の目標等については踏襲していくものとし、指標など一部更新が必要な部分については本計画に内包することとします。

項目	内容
戦略の基本的な考え方（基本理念）	つながよう！いなぎの生命 伝えよう！ともに生きる力



## 施策の体系

施策の体系として、5つの大きな「施策の柱」を定め、その柱のもとで、今後、取り組みを推進していく「施策」を整理します。

施策の柱	施策
<b>柱1</b> 美しい自然環境 の保全と調和	1. 里山の保全と調和
	2. 水辺空間の保全
	3. 水と緑を活かした公園の整備改修
	4. 生物多様性の保全
<b>柱2</b> カーボン ニュートラルの実現	5. 温室効果ガスの排出抑制の推進
	6. 地域内における創エネルギーの推進
	7. 気候変動の影響への適応
<b>柱3</b> 循環型社会の構築	8. ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進
	9. 食品ロスの削減
<b>柱4</b> 安全・安心で快適な くらしの確保	10. 大気・水質の保全
	11. 騒音・振動の防止
	12. その他の公害等への対応
<b>柱5</b> 環境教育・環境保全 活動の推進	13. 環境教育・環境学習の推進
	14. 環境保全活動の拡大に向けた取り組み



# 施策の柱 1 美しい自然環境の保全と調和



美しい水辺や緑、多様な生物が生育・生息する自然空間を保全し、未来へ継承していくまちを目指します。

## ■環境指標

項目	現状値	目標値
市内のみどり率	54.6% (令和3年度値)	同水準を維持 (令和13年度値)
公共施設アダプト制度の登録団体数	80団体 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)
湧水の保全	2回/年(1箇所) (令和3年度)	2回/年(1箇所) (令和14年度値)
市民1人当たりの公園面積	11.0m <sup>2</sup> /人 (令和4年度値)	12.2m <sup>2</sup> /人 (令和13年度値)
援農ボランティアの人数	36人 (令和3年度値)	50人 (令和12年度値)
生物多様性に関する情報発信回数	—	4回/年 (令和14年度値)
環境学習講座の満足度	—	100% (令和14年度値)

## ■市の具体的な取り組み内容

- 自然環境保全地域の指定・拡充
- 多摩川・三沢川等における環境保全活動への支援
- 協働によるストック効果の高い公園の整備改修
- 在来種を保護する環境（ビオトープなど）の維持



## コラム

## 生垣のはたらき



生垣は、地域の緑を増やしてだけでなく、騒音を吸収したり、夏の日差しと照り返しを和らげたりする効果があります。また、地震での倒壊の恐れがありません。

### 生垣によく用いられる樹種




- ✿花が美しいもの ✿アセビ・ウツギ・カイドウ・ドウダンツツジ他
- ✿実が美しいもの ✿サンゴジュ・ソヨゴ・クロガネモチ他
- ✿日陰に強いもの ✿サカキ他
- ✿日なた、日照りに強いもの ✿ドウダンツツジ・カナメモチ・アベリア他
- ✿和風のもの ✿チャボヒバ・アラカシ・クロガネモチ他

### 【ご協力ください】

ビャクシン類(カイヅカイブキ、タマイブキ、一部のコニファー等)は梨の「赤星病」の伝染源となります。

特産物の梨を守るために、市内にはこれらの植物を植えないようご協力ください。

# 市民・事業者・学校の環境配慮指針

施策1		里山の保全と調和
主体	環境配慮指針	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の自然環境について学び、緑や里山を保全する活動に参加・協力し、自然環境を守っていきましょう。</li> <li>●休日に里山に出かける等、自然とのふれあいを大切にしましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●樹林地を大切にする事業活動に努めましょう。</li> <li>●急傾斜地においては、特に崩壊防止に務めた対策を行いましょ。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な里山や樹林地の環境について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> </ul>	
施策2		水辺空間の保全
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の自然環境について学び、河川や用水路を保全するNPO法人やアダプト制度参加団体等の活動に参加・協力し、自然環境を守っていきましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川や水路を大切にする事業活動に努めましょう。</li> <li>●事業活動における地下水の適正利用に努め、水循環を保全しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な河川や水路の環境について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> </ul>	
施策3		水と緑を活かした公園の整備改修
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園づくりに参加し、利用し易い公園の整備に協力しましょう。</li> <li>●家庭菜園や農業体験を通して、営農や農地・農業の多面的機能への理解を深めましょう。</li> <li>●援農ボランティアなどに積極的に参加していきましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●減農薬栽培や有機栽培に取り組み、環境にやさしく安全で美味しい農産物を作りましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な公園や本市の農業について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> </ul>	
施策4		生物多様性の保全
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な植物や昆虫、鳥などに興味・関心を持ちましょう。</li> <li>●生き物の生育・生息する自然環境の保全に協力するとともに、木や花を植えるなどして、生き物の生息空間づくりに努めましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業等にあたっては、生き物の生育・生息空間に配慮しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市に生育・生息する生き物やその生育・生息する環境、また、この地域にもともと生育・生息していなかった外来種が、もともと生育・生息していた在来種に与える影響等について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> </ul>	

## 施策の柱2 カーボンニュートラルの実現



令和 32（2050）年のカーボンニュートラルを目指し、「二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を着実に進めていくまちを目指します。

### ■環境指標

項目	現状値	目標値
稲城市全域から排出される温室効果ガス排出量 <基準年度（※1）からの削減割合>	296 千 t-CO <sub>2</sub> <11%減> (平成 31 年度値)	177 千 t-CO <sub>2</sub> <46%減> (令和 12 年度値)
稲城市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量 <基準年度（※1）からの削減割合>	8,755t-CO <sub>2</sub> <6%減> (令和 3 年度値)	5,047t-CO <sub>2</sub> <46%減> (令和 12 年度値)
公用車の次世代自動車化（※2）	13 台 (令和 3 年度値)	39 台 (令和 14 年度値)
公共施設における太陽光発電の導入量	135kW (令和 3 年度値)	向上（※3） (令和 14 年度値)
カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助件数（累計）	1,221 件 (令和 3 年度値)	2,700 件 (令和 14 年度値)
熱中症で搬送された患者数	38 人/年 (令和 3 年度値)	25 人/年 (令和 14 年度値)
いなぎ防災マップの配布	1,942 冊/年 (令和 3 年度値)	新たに市内に転入した方を対象に配布

※1 基準年度：国の基準年度である平成 25（2013）年度

※2 次世代自動車とは、環境性能の高い電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CVD）及びハイブリッド車（HV）のこと。

※3 具体的な目標値は、令和 5（2023）年度に策定予定の「（仮称）稲城市カーボンニュートラル推進計画」にて定めます。


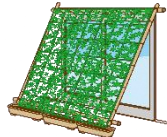


### ■市の具体的な取り組み内容

- 公共施設の LED 化の推進
- 市の事務事業における省資源・省エネルギー化の推進
- （仮称）稲城市カーボンニュートラル推進計画の策定
- ZEV 普及拡大に向けた情報発信及び支援の実施
- 公共施設などの緑化の推進
- 公共施設・防災拠点施設への再生可能エネルギー機器の導入
- 再生可能エネルギーの利用に向けた普及啓発
- 市民へのハザードマップの周知と避難行動の啓発の推進
- 気候変動の影響への対応に関する啓発





## 市民・事業者・学校の環境配慮指針

施策5		温室効果ガスの排出抑制の推進
主体	環境配慮指針	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●照明や給湯器の交換、冷蔵庫やエアコンなどの家電製品の更新時は、省エネルギー性能の高い製品への切り替えに努めましょう。</li> <li>●電車やバス等の公共交通機関の利用に努めましょう。</li> <li>●自家用車の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止める等、エコドライブに努めましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●照明の交換、空調や冷蔵設備等の更新時は、省エネルギー性能の高い機器を導入し、設備機器の効率的な運転に努めましょう。</li> <li>●業務用車両等の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止めるなどエコドライブに努めましょう。</li> <li>●フロン・代替フロンを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し、適正に処理しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化の問題や省エネルギー行動などに関して、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> <li>●校庭・駐車場の緑化など、エコスクール化をめざしましょう。</li> </ul>	
施策6		地域内における創エネルギーの推進
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電システムなどの情報収集に努め、支援制度を活用し、家庭に導入していきましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所における電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギー等について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> </ul>	
施策7		気候変動の影響への適応
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう。</li> <li>●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普段から家族と話し合っておきましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動における社員の熱中症等の健康被害に気をつけましょう。</li> <li>●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行っておきましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外スポーツ等における熱中症に気をつけましょう。</li> <li>●自然災害時の行動等について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> </ul>	

## 施策の柱3 循環型社会の構築



環境にやさしい循環型社会を構築していくまちを目指します。

### ■環境指標

項目	現状値	目標値
市民一人が1日に出す可燃・不燃ごみの量	435g (令和3年度値)	減少(※) (令和15年度値)
資源化率	30.9% (令和3年度値)	向上(※) (令和15年度値)
フードドライブ、フードバンクの取扱量	65件/年 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)

※具体的な目標値は、令和5(2023)年度策定の「第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画」にて定めます。

### ■市の具体的な取り組み内容

- 4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) + 1(協働)の取り組みの推進
- 分別収集及び分別方法等に関する周知徹底
- 事業所に対するごみ減量化と資源化の指導・周知啓発
- 公共工事や公共施設の改築などにおける廃棄物の再資源化の促進
- 食品のロス削減に向けた実態把握の実施
- 様々な団体と連携したフードドライブの取り組みの推進



© K.Okawara・Jet Inoue

稲城市



### コラム




## ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業

ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業が令和4(2022)年4月1日から始まりました。

各家庭から出されるペットボトルが、再びペットボトルに生まれ変わること、再利用率が約100%となり、ペットボトルの「地産地消」やリサイクルの「見える化」を実現できます。ペットボトルを再生するには、きれいなペットボトルを集めることが不可欠なため、ペットボトルの適切な出し方にご協力をお願いします。



## 市民・事業者・学校の環境配慮指針

施策8		ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進
主体	環境配慮指針	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●焼却炉の負担を軽減し、処分場の延命を図るため、生ごみの水切りや紙類の分別など、ごみ全般の減量化に努めましょう。</li> <li>●マイバッグを持参し、過剰包装を断る、パックよりばら売りのものを購入する、稲城市認定のエコ協力店を利用するなど、新たなごみを発生させないようにしましょう。</li> <li>●詰め替え可能な商品や環境に配慮した商品を買ひ、使い捨て商品は買わないようにしましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物品を購入する際には、国のグリーン購入リスト、エコラベル、グリーンマークなどの表示製品から優先的に選定しましょう。</li> <li>●容器・包装の少ない製品、リターナブル容器が使用できる製品、再利用可能な製品の製造・販売に努めましょう。</li> <li>●エコ協力店に登録しましょう。</li> <li>●廃棄物のリサイクルや減量化に努め、自らの責任において廃棄物を適正に処理しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> <li>●再生紙で作られたノートなど、環境のことを考えて作られたものを使用しましょう。</li> <li>●紙、空き缶、空きびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの配置などにより、ごみの分別を徹底しましょう。</li> </ul>	
施策9		食品ロスの削減
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調理するときは、適正な量の食材を最大限に利用しましょう。</li> <li>●フードドライブやフードシェアリングサービスを利用しましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品廃棄物を削減しましょう。</li> <li>●フードドライブやフードシェアリングサービスに協力しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品ロスについて、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> <li>●フードドライブやフードシェアリングサービスについて、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> <li>●食べ物を残さないように食べましょう。</li> </ul>	



## 施策の柱4 安全・安心で快適なくらしの確保



市民が安全安心に快適に暮らせるまちを目指します。

### ■環境指標

項目	現状値	目標値
大気環境調査における環境基準の達成率（NO <sub>2</sub> 、CO、SPM）	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
河川水質調査における環境基準の達成率（BOD）	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
下水道普及率（汚水）	99.27% （令和3年度値）	100%（概成達成） （令和13年度値）
騒音の要請限度の達成率	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
振動の要請限度の達成率	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
大気中のダイオキシン類濃度における環境基準の達成率	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）

### ■市の具体的な取り組み内容

- 法令に基づく規制・基準の順守の指導
- 汚水排水整備区域の拡大
- ダイオキシン類等の有害化学物質に関する情報発信
- アスベストの飛散防止の指導



### コラム

### マイクロプラスチック






私たちの身の回りには、たくさんのプラスチック製品であふれています。これらのプラスチックの多くは、「使い捨て」されることも多く、利用後に、きちんと処理されずに環境中に流出してしまうこともあります。その流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所は海です。

こうしたプラスチックごみは、海の生態系に大きな影響を与えています。例えば漁網などにからまったり、ポリ袋を餌と間違えて食べてしまったり、魚や鳥、アザラシ、ウミガメなど、多くの生き物が傷ついたり死んだりしています。

一度流出したプラスチックごみは、海岸での波や紫外線等の影響を受けるなどして、やがて小さなプラスチックの粒子となります。この5mm以下になったプラスチックを「マイクロプラスチック」と呼んでいます。これらは、細かくなっても自然分解することはない、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。

## 市民・事業者・学校の環境配慮指針

施策 10		大気・水質の保全
主体	環境配慮指針	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコドライブに努めると同時に、公共交通機関や自転車を利用し、排気ガスの削減に努めましょう。</li> <li>●環境にやさしい生活用品（石鹸・洗剤等）を使う、食べ残しを流しに捨てない等、家庭排水の処理に気をつけ、下水道・下水管への負荷を軽減しましょう。</li> <li>●雨水と同じく、河川や地下水へ流入する洗車などの屋外排水の水質に配慮し、河川の水質を守りましょう。</li> <li>●公共下水道への接続、もしくは合併浄化槽の設置と維持管理を行い、河川の水質を守りましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を順守するとともに、P R T R法に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、東京都を通じて国に届け出ましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染、水質汚濁等の公害について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> <li>●環境にやさしい生活用品（石鹸・洗剤等）を使う、食べ残しを流しに捨てない等、家庭排水の処理に気をつけ下水道・下水管への負荷を軽減しましょう。</li> </ul>	
施策 11		騒音・振動の防止
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●静かな生活環境を守り、近隣トラブルを避けるため、日常生活音や自動車などの生活騒音の発生防止に配慮しましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣への騒音等に配慮しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大きな音を出さないように気をつけて、まわりに迷惑がかからないようにしましょう。</li> </ul>	
施策 12		その他の公害等への対応
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ダイオキシン類による大気や土壌の汚染を防ぐため、不法な野外焼却はやめましょう。農作業のために行う場合は、周辺環境に配慮して行いましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●果樹栽培の防除など、特に多くの農薬を使用する場合は、のぼり旗の掲揚など周辺住民に周知を行いましょう。また防薬シャッターやスイングスプリンクラーを導入し、農薬飛散防止に努めましょう。</li> </ul>	

## 施策の柱5 環境教育・環境保全活動の推進



次世代を担う子どもたちとともに、市民一人ひとりが、環境への負荷を少なくする行動を実践していくまちを目指します。

### ■環境指標

項目	現状値	目標値
ユネスコスクールの加盟学校の割合	89% (令和3年度値)	100% (令和14年度値)
環境学習ツールの提供	5件 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)
環境学習講座の満足度(再掲)	—	100% (令和14年度値)
環境保全団体数	89団体 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)
環境美化活動の参加人数	1,540人 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)

### ■市の具体的な取り組み内容

- ESD(持続可能な社会づくりの担い手を育む教育)の推進
- 環境学習講座や環境パネル展などの実施
- 環境に係わる市民・事業者等の意見の収集
- まちをきれいにする市民条例実践活動の清掃活動などの機会を通じ、地域と協働した不法投棄をさせないまちづくり



### コラム

#### 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正 (令和4(2022)年5月)

アメリカザリガニとアカミミガメが「条件付特定外来生物」に指定されます。

#### 手続きなしでできること

- ・ 一般の方がペットとして飼育することができます。
- ・ 水族館や学校等での飼育については、逃げ出さないような施設で飼育する必要があります。
- ・ 飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

#### 法律で禁止されていること

- ・ 生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。また、適切な飼育を行わずに逃げ出した場合でも違法となります。
- ・ 生きた個体の輸入、販売、購入、販売や頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- ・ 無償であっても、生きた個体を広く配ること(頒布)は禁止されます。
- ・ 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。



アカミミガメ






アメリカザリガニ

出典:環境省ホームページ



## 市民・事業者・学校の環境配慮指針

施策 13		環境教育・環境学習の推進
主体	環境配慮指針	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な機関により開催される環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加しましょう。</li> <li>● 家庭や地域、学校でお互いに情報交換・協力をしながら環境教育・学習に取り組みましょう。</li> <li>● 環境情報に関心を持ち、環境情報に係わるホームページ・書物などで学びましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員は、職場での事業活動による環境負荷やその対策について理解しましょう。</li> <li>● 社内における環境教育の実施、社外セミナーや学習会への参加を促進し、従業員の環境問題に関する意識の向上に努めましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境保全について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。</li> <li>● 図書室に環境に関する図書を豊富に揃えましょう。</li> <li>● 地域や市民・団体と連携した環境学習を展開しましょう。</li> </ul>	
施策 14		環境保全活動の拡大に向けた取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 稲城市の環境情報やまちの魅力について発信・収集し、市民相互に情報を共有していきましょう。</li> <li>● イベントガイドや広報・ホームページより情報を入手し、環境NPOなどの市民団体活動等へ参加しましょう。</li> <li>● 市民団体同士で情報を共有・ネットワーク化し、行政や学校などと連携し、より充実した環境保全活動を行っていきましょう。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の環境保全行動に従業員を参加させるなど、地域と連携した取り組みを進めましょう。</li> <li>● 環境保全技術や活動等の情報を積極的に発信しましょう。</li> <li>● 地域や学校などにおける環境教育・学習に係わる工場・企業見学などの受け入れに協力しましょう。</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に配慮した会社やお店などに興味を持ちましょう。</li> <li>● 環境活動に関するクラブやイベント、講座等に参加しましょう。</li> <li>● 学校における環境保全の取り組みについて広く公表しましょう。</li> </ul>	

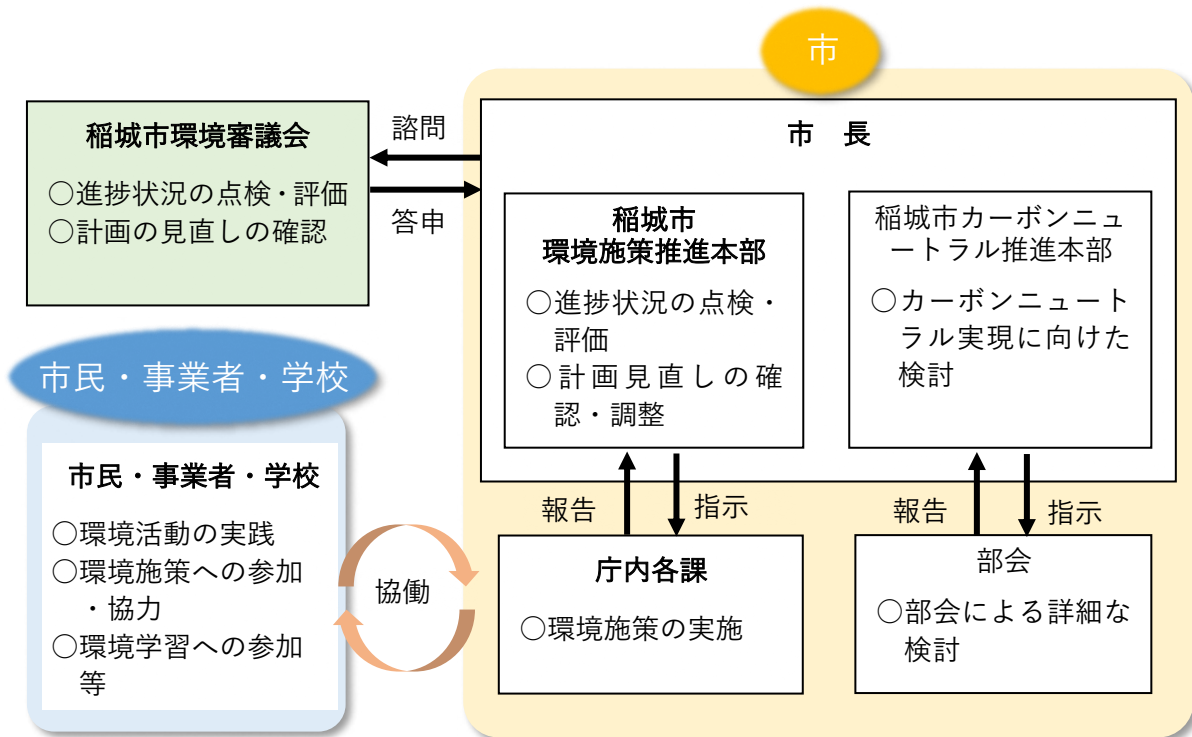


# 計画の推進方策

## ■計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（市民・事業者・学校・市）の自主的・積極的な取り組みと、参加、協働、連携によるパートナーシップの形成が必要です。

また、本市でこれから推進していく必要があるカーボンニュートラルについては、新たに「稲城市カーボンニュートラル推進本部」を設置し、その下に部会を設け、分野ごとの詳細な検討を進めていく体制を作りました。これからは、「稲城市カーボンニュートラル推進本部」等で検討を進めながら、実効性のある取り組みを推進していくものとします。



## ■進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のサイクルにより、取り組みの進捗状況や成果を点検・評価しながら、随時、取り組みの見直しを行っていきます。その結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

### 第三次稲城市環境基本計画 概要版

令和5年3月

発行：稲城市

編集・製作：稲城市都市環境整備部緑と環境課

東京都稲城市東長沼2111番地 TEL 042-378-2111